

令和2年5月22日

保護者の皆様

京都市立明德幼稚園

園長 山崎 直子

幼稚園の再開について

平素より、本園の教育活動にご理解とご協力をいただき、また、長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大防止の取組についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、政府による緊急事態宣言並びに京都府知事による休止要請が解除されたことを受け、本市立学校・幼稚園を6月1日（月）から再開する方針が教育委員会から示されました。

本園においても、本方針を踏まえ、下記のとおり、6月1日（月）から再開し、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底しながら、段階的に園活動を再開して参りますので、ご連絡申し上げます。

記

1 幼稚園の再開について

(1) 長期間に及ぶ臨時休業を踏まえ、子どもたちが幼稚園生活に順応するための「ウォーミングアップ期間」を6月1日（月）～12日（金）まで設定します。

(2) この期間は、子どもたちの心身の状態を確認しながら、子どもたち同士や子どもたちと担任等教職員との関係づくりを進めます。

(3) 引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底するため、幼稚園でも最大限留意しながら取り組みますので、ご家庭でもご協力をお願いいたします。

本園での幼稚園再開後の感染拡大防止の取組をまとめたチラシを同封していますので、ご確認ください。

(4) 幼稚園再開後、ウォーミングアップ期間以降も含め、当面の間、ご家庭の意向で子どもたちの登校を控えられる場合も「欠席扱いとはいたしません」ので、その旨、園へご連絡をお願いします。

(5) なお、今後も、国及び京都府の動向や本市域の感染状況等を踏まえ、教育委員会から示される対応方針が変更される場合があります、その際は、速やかにお知らせいたします。

2 登園スケジュールについて

6月1日（月）以降、次の様な予定で取り組んでいきますので、よろしくお願いいたします。

(1) 6月1日（月）～12日（金）

6月1日～10日 登園時間 9：30～45 降園時間 11：15～11：30

6月11日～12日 登園時間 4歳児 9：00～9：15 5歳児 9：15～9：30

降園時間 4歳児 11：00～11：15 5歳児 11：15～11：30

1日（月）	2日（火）	3日（水）	4日（木）	5日（金）
4歳児A	4歳児B	4歳児A	4歳児B	4歳児全員
5歳児A	5歳児B	5歳児A	5歳児B	

8日(月)	9日(火)	10日(水)	11日(木)	12日(金)
5歳児全員	4歳児全員	5歳児全員	全園児	全園児

(2) 6月15日(月)～

登園時間 8:50～9:10

降園時間 4歳児 はな組 11:30 5歳児 にじ組 11:40

感染症拡大防止に留意しながら、全園児が登園しての教育活動を再開します。密集を避けるため、登園時間を延長し、降園時間は学年で分けています。降園時の担任からの連絡事項は、掲示板等を利用させていただく場合があります。ご了承ください。なお、園児が幼稚園生活に徐々に慣れていくための配慮として、また、発達段階を踏まえた感染拡大防止の観点から、1学期間は、午前中のみの教育活動を継続しますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。また、当分の間、園庭開放はありません。

(3) “ほっこりたいむ” (預かり保育) について

緊急事態宣言が解除されても感染防止の取り組みは継続しています。新2号認定の方で、当日就労のある方、その他ご事情のある方のみ対象に実施いたします。それ以外の方は、できるだけ家庭での保育にご協力をお願いします。新2号認定者以外で預かり保育をご希望の方は個別にご相談ください。ご協力をよろしくお願いします。

3 幼稚園再開後の継続的な健康観察の徹底

- (1) 園生活のリズムに慣れていけるよう、早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣について、ご家族で、より一層の励行とご指導をお願いします。(臨時休業期間から、幼稚園再開に向け、規則正しい生活リズムを心がけてください。)
- (2) お配りしている「健康観察票」をもとに、引き続き、子どもたちと一緒に健康観察に取り組み、子どもたちはもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただくよう、お願いします。なお、登園時には必ず「健康観察票」を持参してください。
- (3) ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに幼稚園(電話 781-4660)へ連絡してください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い(疑似症)があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

4 夏季休業期間の短縮について

この度の臨時休業期間における、子どもたちの学びを補うため、夏休み(夏季休業期間)を短縮し、7月21日(火)・22日(水)も「午前中のみの登園」とします。

<令和2年度夏季休業期間>

変更前	→	変更後
7月21日(火)～8月31日(月)		7月23日(木・祝)～8月31日(月)